

Q 2 消防組織法を改正(法規定化)した目的は……？

1970年代に急速に進められた消防の常備化（組合消防）によって、99%を超える国民が消防サービスを楽しむようになったと消防庁は評価しています。しかし、その実態は、規模の小さな消防、財政基盤の脆弱な組合消防を数多く生み出す結果となってしまったのです。小規模消防の問題は、過去に消防審議会や全国消防長会及び地方分権推進会議においても議論され、そのたびに広域再編が叫ばれてきました。

（1）大規模災害時における中央統制確立のため？

自治省消防庁は、管内人口10万人を目安とした「消防の広域再編計画」を進めようとしてきました。1994年には21世紀に向けては小規模消防の広域再編は不可避だとして、都道府県知事に対して「消防広域化基本計画」の策定を求めました。

未曾有の被害を出した阪神淡路大震災以降でも、全国各地で豪雨災害や地震災害が相次ぎました。これらの災害に対処するため、市町村消防の原則を守りながら、それぞれが保有する消防力を有機的に連携・活用を目的に、消防組織法を改正（2003年）して緊急消防援助隊に関する規定が盛り込まれました。この緊急消防援助隊は、大規模災害時の国民を守ることは国家の義務として位置づけられたのです。これによって、市町村の区域を超える災害への出場要請における消防庁長官の権限、出動に際した費用の負担等、国としての一応の責任を明記しました。加えて、有事・国民保護が叫ばれ、市町村消防もその体制の中に組み込まれています。また、消防無線のデジタル化の促進問題等と相俟って、全国の消防機関の数を816消防本部（2006年）から300余りに収斂し、個々の消防機関の対応能力を大規模化・広域再編することによって、中央統制がしやすくしようとする試みも垣間見られます。

つまり、緊急消防援助隊の法規定化も、大規模災害時における消防の対応力強化、テロ対応、有事法制・国民保護を御旗に掲げ、消防庁に被災情報を一手に集約した上で、市町村が保有する消防力を国家統制の中に組み入れたのです。

（2）30万規模の法規定化の意味するものは？

全国の消防本部のうち約6割が人口10万未満の小規模消防です。2005年の消防組織法の一部改正は、国が基本指針を示し、その指針に基づいて、都道府県知事に「広域推進計画」の策定を義務づけ、市町村長には「広域消防運営計画」の作成、運営計画作成のための協議会の設置（必須ではない）、国の援助・

地方債の配慮等の規定が設けられています。改正された内容は、1994年に通知された「消防広域化基本計画策定指針」に示されたときと同様であると捉えています。違うのは、再編の規模が10万人から30万人規模に拡大した部分だけなのです。従前は都道府県知事に対する長官通知で行ってきたものを、「平成の大合併」が終焉した今日になって、あえて30万規模を法規定化することに何の意義、目的があるのでしょうか。国からすれば800から300にすることで、国の財政的効率（交付税の削減）を産出するための30万規模＝法規定化であり、地方にとっては、地理・人口・産業等が同じ条件であれば効率性も発揮されるかもしれないが、一つとして同じところは存在せず、デメリットは出てくるもののメリットをなかなか見出せないでいるのが現状ではないでしょうか。いわば、国の財政的効率のための30万規模（法規定化）といえるのではないのでしょうか。

今まで消防庁が行ってきた消防の広域化策（通知）が失敗に終わり、それでもなお、消防の広域化を進めるために法律の裏づけが必要となり今回の消防組織法の改正が行われたのだと考えます。

さらに、下記のような事柄を市町村消防の欠陥として指摘し、府県消防論を主張する人たちもいることにも注視し続ける必要があるでしょう。

- * 大規模・特殊災害等への対処が小さな市町村の消防力では有効に対処し得ないこと、
- * 危険物、高層建物、地下街等の増加に伴う消防の科学化への整備が困難であること、
- * 一般的に一市町村の財政力は貧弱であり、消防力の整備拡充が困難な場合が多いこと、
- * 市町村（特に都市と農村）間に消防力の格差があり、国民の受益の程度が平等であること、
- * 中小市町村では人事が停滞し、有能な職員の採用ができないこと、

各市町村が保有する消防力を、大規模災害時等に際して有機的に連携すること、それぞれが保有する消防力の向上を図ることも大切です。しかし、消防組織の規模を拡大することのみがその方策ではないのではないかと考えています。

参考資料

小規模消防の問題点から消防広域化への流れ

小規模消防が当面している問題点

(昭和55年6月13日、消防審議会答申より抜粋)

ア 財政基盤の確立

- ・小規模消防は、一般的に財政基盤が弱い
- ・組合消防の場合には、画一的負担方式が採用されている例が多い。

イ 人事運営の適正化

- ・常備化進展での過程で、短期間に大量の職員採用により、職員の年齢構成に不均衡が生じている。
- ・組合消防においては、組合採用の職員と構成市町村からの出向職員が混在し、署所間の異動や給与等の処遇など、人事管理の上で一体性を欠いている。

ウ 消防団との関係の緊密化

- ・組合消防においては、消防団事務を個々の構成市町村で処理している場合が多い。組合消防と消防団の関係を緊密にし、消防活動が組合消防の区域を通じ一体的に運用されるべきである。

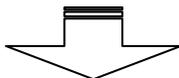
地方分権推進会議（平成14年）

小規模消防問題について

「財政力が弱く、大規模災害への対応力も低い、専門要員の確保などの面でも問題があると指摘し、市町村合併による手法が有用であるが、市町村合併によることが困難な場合にも、**消防本部の広域再編の推進**を行うとともに、社会環境の変化や地域の実情に応じた常備消防、非常備消防及び自主防災組織の在り方も考えていく必要がある。」と提起・報告。

そして、次のような方向性(具体的措置について)を提示した。

- ・市町村消防の原則は、基本的に維持すべき
- ・広域応援体制の確立、市町村消防を補完する制度の整備国・都道府県の役割分担の明確化
- ・国・都道府県の役割分担の明確化

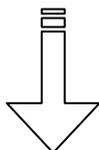


「新時代にふさわしい常備消防体制の在り方研究会」の設置及び調査・検討



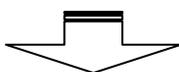
消防審議会

「国・地方の適切な役割分担による消防防災・救急体制の充実方策に対する答申」



- ・政令指定制度の廃止
- ・都道府県による市町村消防へ支援、緊急援助隊に関すること
- ・自主的な防災組織に関すること

広域化を睨んだと思われる消防組織法の一部が改正

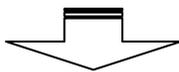


「市町村合併に伴う消防本部の広域再編について」

(広域再編により小規模消防本部を解消)

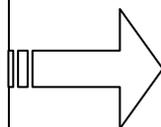
消防の対応力強化を図ることを喫緊の課題し、各都道府県が市町村合併と軌を一にした広域再編

- ① あるべき消防本部の規模として管轄人口10万人を基本
- ② 市町村合併により消防本部の小規模化を招かないこと
- ③ 合併後においても、一部事務組合等の広域行政制度を活用し広域的な消防本部を設けること



平成17年10月今後の消防体制のあり方に関する調査検討会」
発足
12月に「今後の消防体制のあり方について（中間報告）」

消防審議会
2005年2月1日
「市町村の消防の広域化に関する答申」



消防組織法一部改正案
「第4章市町村の消防の広域化」